

敦賀市告示第64号

公 示 送 達

令和8年9月11日

下記の書類は、当市役所総務部税務課に保管してありますから、来庁の上受領してください。

敦賀市長 米澤 光治



(注意)

地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示をした日から起算して7日を経過した時に書類の送達があったものとみなされます。

記

1 送達する書類名

令和8年6月4日発送 敦賀市税279号

2 対象者

	送 達 を 受 け る べ き 者
	氏 名 ・ 名 称
1	矢田 利徳